平成２２年（フ）第２３号
岐阜県下呂市萩原町山之口1009番地の１
破産者　林土木有限会社
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第８０９号
愛知県豊田市大清水町大清水58番地10
破産者　有限会社岩大建設
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６０７号
京都市南区上鳥羽清井町４番地
破産者　株式会社フリースタイル
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３７４号
大阪市生野区巽南２丁目12番15号
破産者　株式会社キタムラ
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３７号
島根県出雲市大津新崎町１丁目２番地
破産者　有限会社出雲浄工社
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６４号
島根県出雲市今市町468番地７
破産者　増岡　智裕
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２８３号
徳島市南末広町６番50号
破産者　徳島海運株式会社
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３４１５号
福岡市博多区美野島３丁目４番20号
破産者　山之内裕美子
１　決定年月日　平成23年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８号
静岡県富士市瓜島町172番地　コンフォール富士106号、前住所静岡県富士市伝法135番地の５
破産者　平林　公一
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５１８号
福岡市博多区博多駅南４丁目17番８号
破産者　古川　壽寛
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７７号
福岡市博多区奈良屋町14番３―202号
破産者　加峯　榮子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６６号
札幌市白石区東札幌５条４丁目１番25号　グリーンハイツＡ―101号
破産者　大道　和子
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４７号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目２番19号
破産者　田中　正幸
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地1198オレンジハウスＡ―102、居所秋田県鹿角市花輪字安又141番地
破産者　米村　一也
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８３号
茨城県小美玉市羽鳥2624番地
破産者　仲田　謙治
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９７号
埼玉県越谷市大字平方2992番地
破産者　齋藤　義夫
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
埼玉県春日部市備後西３丁目７番34号シティハイムⅡ101号
破産者　水島　　修
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
埼玉県越谷市赤山町５丁目６番１エシール越谷215号、前住所埼玉県草加市八幡町584番地１フェイム草加サクラテラス407号
破産者　石井　雅晴
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
埼玉県越谷市東大沢１丁目23番地２　メゾンエリーゼ大沢201号、旧住所埼玉県越谷市大字袋山212番地１　エクセル越谷グランドステージ301号
破産者　松本　　廣
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係